

(2) 本所となる調査事業所であるもの		第一欄		第二欄		第三欄		第四欄		第五欄	
		企業の調査事業所のうち次に掲げるものの、外國の法人の調査事業所及び法人以外の団体の調査事業所のうち次に掲げるもの、東日本大震災の影響により経済センサス基礎調査の実施に大きな支障が生じている地域として総務大臣の定める地域をい下同じ。内にあるものを除く。)調査用名簿に記載されていないもの	第一項第一項第一項第一項第一項第一項第一項第一項第一項第一項第一項第一項	調査員の項目の規則事業所による調査票を配布すること。	調査員の項目の規則事業所による調査票を配布すること。						
(2) 指定企業	(調査用名簿に記載されている企業所を有する企業のうち総務大臣が指定するもの)の調査事業所を有するもの	二 本所となる調査事業所のみを有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されるもの	三 同じく。)の区域内外に同一の市(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に全ての調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されているもの	四 本所となる調査事業所のうち次に掲げるもの	五 本所となる調査事業所のうち次に掲げるもの	六 本所となる調査事業所のうち次に掲げるもの	七 本所となる調査事業所のうち次に掲げるもの	八 本所となる調査事業所のうち次に掲げるもの	九 本所となる調査事業所のうち次に掲げるもの	十 本所となる調査事業所のうち次に掲げるもの	十一 本所となる調査事業所のうち次に掲げるもの
(2) 本所となる調査事業所であるもの	二 本所となる調査事業所のうち次に掲げる全の要件に該当するもの	三 本所となる調査事業所のうち次に掲げる全の要件に該当するもの	四 本所となる調査事業所のうち次に掲げる全の要件に該当するもの	五 本所となる調査事業所のうち次に掲げる全の要件に該当するもの	六 本所となる調査事業所のうち次に掲げる全の要件に該当するもの	七 本所となる調査事業所のうち次に掲げる全の要件に該当するもの	八 本所となる調査事業所のうち次に掲げる全の要件に該当するもの	九 本所となる調査事業所のうち次に掲げる全の要件に該当するもの	十 本所となる調査事業所のうち次に掲げる全の要件に該当するもの	十一 本所となる調査事業所のうち次に掲げる全の要件に該当するもの	十二 本所となる調査事業所のうち次に掲げる全の要件に該当するもの
(2) 本所となる調査事業所であるもの	二 本所となる調査事業所のうち次に掲げる全の要件に該当するもの	三 本所となる調査事業所のうち次に掲げる全の要件に該当するもの	四 本所となる調査事業所のうち次に掲げる全の要件に該当するもの	五 本所となる調査事業所のうち次に掲げる全の要件に該当するもの	六 本所となる調査事業所のうち次に掲げる全の要件に該当するもの	七 本所となる調査事業所のうち次に掲げる全の要件に該当するもの	八 本所となる調査事業所のうち次に掲げる全の要件に該当するもの	九 本所となる調査事業所のうち次に掲げる全の要件に該当するもの	十 本所となる調査事業所のうち次に掲げる全の要件に該当するもの	十一 本所となる調査事業所のうち次に掲げる全の要件に該当するもの	十二 本所となる調査事業所のうち次に掲げる全の要件に該当するもの

げる者が、それぞれ同表第五欄に掲げる方法により行より調査票を収集し又は回収することにより行う。

か又は支所となるかの別が不明であるものとして調査用名簿に記載されること。

(5) 指定企業の調査事業所でない業所のうち次に掲げる全の要件に該当すること。

二 企業の調査事業所のうち次に掲げる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。

三 企業の調査事業所のうち次に掲げる都道府県第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。

四 企業の調査事業所のうち次に掲げる都道府県第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。

五 企業の調査事業所のうち次に掲げる都道府県第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。

六 企業の調査事業所のうち次に掲げる都道府県第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。

七 企業の調査事業所のうち次に掲げる都道府県第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。

八 企業の調査事業所のうち次に掲げる都道府県第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。

(3) 支所となる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されること。	(2) 指定企業の調査事業所でないもの、外國の法人の調査事業所にあつては指定地域内にあるものに限る。)	簿に記載されていへり。	調査用名簿に記載されていないもの	調査事業所のみを有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されること。	調査事業所の本所又は支所として調査用名簿に記載されるること。	調査事業所の所在地として調査用名簿に記載されるること。	調査用名簿に記載されないこと。
(4) 従業者数が不明又は三十人以上である企業の調査事業所として事前名簿に記載されているもののを有する企業の調査事業所である。	(1) 支所となる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されるもの	ハ 次に掲げる全ての要件に該当するもの	ハ 次に掲げる全ての要件に該当するもの	ハ 次に掲げる全ての要件に該当するもの	ハ 次に掲げる全ての要件に該当するもの	ハ 次に掲げる全ての要件に該当するもの	ハ 次に掲げる全ての要件に該当するもの
(1) 支所となる調査事業所である。	(2) 指定企業の調査事業所である。	こと。	こと。	こと。	こと。	こと。	こと。
五、企業の調査事業所のうち次に掲げるもの、外国の法人の調査事業所（企業の調査事業所のうちから今までに掲げるもの、外國の法人の調査事業所及び法人的調査事業所のうちから今までに掲げるもの、外國の法人の調査事業所にあつては指定地域内にあるものに限る。）	臣総務大臣	五の項第5回収する事業所に掲げる調査票を送付すること。	五の項第5回収する事業所に掲げる調査票を送付すること。	五の項第5回収する事業所に掲げる調査票を送付すること。	五の項第5回収する事業所に掲げる調査票を送付すること。	五の項第5回収する事業所に掲げる調査票を送付すること。	五の項第5回収する事業所に掲げる調査票を送付すること。
備考 この表の規定の適用については、調査用名簿に記載されている企業の調査事業所のうち、当該調査事業所を有する企業の本所又は支所となる調査事業所の所在地として調査用名簿に記載されること。	（2）指定企業の調査事業所である。						

載されている場所のいすれにもないものは、調査用名簿に記載されていないものとみなす。

乙調査は、市町村の調査事業所にあつては市町村長が、都道府県の調査事業所にあつては都道府県知事が、国の調査事業所にあつては総務大臣が調査票を調査事業所ごとに送付し、及び回収することにより行う。

前二項の規定による甲調査及び乙調査は、平成二十六年六月九日から翌月二十八日までの間において行う。

(期間の変更)

			一の項の表	二の項の表	三の項の表
			第一欄に掲げる調査事業所	第二欄に掲げる調査事業所	第三欄に掲げる調査事業所
	二 条 第 一 項 の 表 の げ る 調 査	二 十 二 の 項 第 一 欄 に 掲 げ る 調 査	有する企業に関する事項	第一欄に掲げる調査事業所を記入し、市長に当たる	第二欄に掲げる調査事業所を記入し、市長に当たる
			第一欄に掲げる調査事業所の法人又は法人による当該事業所	第二欄に掲げる調査事業所の法人又は法人による当該事業所	第三欄に掲げる調査事業所の法人又は法人による当該事業所
			外の団体に関する調査票の提出	外の団体に関する調査票の提出	外の団体に関する調査票の提出
			第一の取集に応じて、及び質問に答えること。	第一の取集に応じて、及び質問に答えること。	第一の取集に応じて、及び質問に答えること。

